

クリスチャン・ヨプケ [著] 伊藤豊・長谷川一年・  
竹島博之 [訳] 『ヴェール論争：リベラリズムの試  
練』法政大学出版局、二〇一五年 | Anna C.  
Korteweg and Gökçe Yurdakul, *The Headscarf  
Debates : Conflicts of National Belonging*,  
Stanford University Press, 2014.

八谷, まち子  
九州大学大学院法学研究院 : 特任研究員

<https://doi.org/10.15017/1916240>

---

出版情報 : 政治研究. 64, pp.67-74, 2017-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン :  
権利関係 :

クリスチャン・ヨプケ「著」伊藤豊・長谷川一年・竹

島博之「訳」『ヴェール論争—リベラリズムの試練』

法政大学出版局、二〇一五年

Anna C. Korteweg and Gökçe Yurdakul, *The*

*Headscarf Debates: Conflicts of National Belong-*  
*ing*. Stanford University Press, 2014.

八 谷 まち子

ムスリムの女性が着用するスカーフの意味については、アブラハムの時代から語られているというが、今日のような論争の的となったのは、一九八九年にパリ郊外のリセの生徒が学校でのスカーフ着用を求めたことがきっかけである。それ以降、今日にいたるまで、各国の様相は異なるもののヨーロッパ諸国で当該論争を経験していない国はないとヨプケは言う(三頁)。当然のごとく、スカーフ着用を論じた文献はあまたを数えるが、本稿では、特定の一国ではなく、複数の国での論争を対象とする二冊を取り上げる。両著作とも、いわゆる西欧の国を対象としているが、二〇一四年刊行のコルトベ

フとユルダクルの共著にはトルコが加わる。ヨプケの著作は、二〇一五年に和訳が出版されたが、英文原著は二〇〇九年に出版されている<sup>1)</sup>。

両著作の紹介に入る前に用語に関する前提を確認しておきたい。

ムスリム女性が着用する衣服の名称は、フランスでも日本でもまたその他の諸国でも混乱している。一般的に「スカーフ」や「ヴェール」と呼ばれる頭部(毛髪)を覆う布でさえも呼び方は多様であるが、本稿ではそれぞれの訳者と著者の用法に従って「スカーフ」あるいは「ヴェール」とする。

頭部以外の身体を覆う衣服についてはその種類も多く更に複雑になるが、両著書の本文中で用いられる用語をそのまま用いる。衣服の種類による正確な呼び名は、ヨプケの著作に八種類が挿絵入りで掲載されているので、より正確を期すためにはそちらを参照して欲しい。

さて、本稿で取り上げる二冊が検証の対象とした諸国は重複しており、また、問題の関心も、信教の自由と政教分離を原則とする国家および社会におけるイスラームの受容をめぐる模索であると言える。だが、分析の手法は異なる。

ヨプケは、国家と宗教の関係という制度構築に注目する。対象とするのは「リベラルな国家」であり、本質的にリベラ

ルとは言い難い難い宗教全般との社会的な折り合いの付け方を、ヴェール論争を通して見出そうとする。彼は、ヴェール論争をリベラリズムへの根本的な挑戦であり、脅威であると捉える。脅威とは、国家や社会はヴェール論争（異文化）を通してリベラリズム（信教の自由）の内在的整合性を模索するが、結局は、「自由のために自由が制限される」（三六頁）ことになり、自身がよって立つリベラリズム原則の一部を曲げざるを得ない、ということを目指す。リベラルな国家とは、法が介入すべき領域に対して常に限定的であり、「魂への配慮」には立ち入らず所有権の外形的保護というロッキ的な国家概念によって、「国家の中立性」を保とうとすると言う。したがってヨブケは、西欧諸国における組織としての宗教と国家の関係の歴史上の変化と憲法裁判所判例を重視して、それぞれの国家ごとの特性への洞察を展開していく。

一方のコルトベーフとユルダクルの共著である『ヘッドスカーフ論争』<sup>(2)</sup>は、二人の女性研究者による共著である。スカーフ問題に関する論争の「ナショナル」なあり方を四カ国について紹介、分析する。それぞれの職場は大西洋で隔てられたカナダとドイツであり、出身はオランダとトルコという二人は、ナショナルな帰属意識がどのように表現され構築されていくかという個人と国家の関係に注目する。ただし、ここで

いう「ナショナル」とは、必ずしも国家に限定されず、時としては「民族」と理解するのがより適切な場合もある。著者たちは、「スカーフ」は頭部または首まで覆う一枚の布にすぎないものの、何時、どこで、どのような場で着用する（される）べきかの論争は、スカーフに政治的意味を認める論争となり、最終的には、それを着用する女性の帰属（national belonging）を巡る論争となっていると言う。

共にスカーフ論争を題材にした二冊を比べれば、コルトベーフとユルダクルは、ムスリム女性たちの世俗国家への向き合い方を多面的に論じ、ヨブケは、リベラル社会における宗教の位置づけを正面から論じようとしている。ヨブケ自身が序文で述べているように、「リベラリズムの真骨頂たる宗教的対立の抑制という点に注目している」のである。その答えを見出すための問題設定は、①ヘッドスカーフはなぜヨーロッパで論争化されることになったか、②論争はなぜ各国で多様な様相を呈するのか、の二点であり、フランス、ドイツ、イギリスの三か国での「ヴェール論争」を通して、リベラリズムの外在的および内在的整合性を探求していると言える。

伊藤らの翻訳による『ヴェール論争』の構成は、第一章 西欧におけるイスラムのヘッドスカーフ、第二章 共和国フラ

ンスにおける生徒のヘッドスカーフ、第三章 キリスト教的  
—西洋的ドイツにおける教師のヘッドスカーフ、第四章 多  
文化主義国家イギリスにおける過激なヘッドスカーフ、第五  
章 リベラリズムとムスリムの統合、である。第一章で問題  
の所在としての、米、加、蘭を含む今日の西洋社会における  
ヘッドスカーフ論争を概観したうえで、「ヘッドスカーフの意  
味」という小見出しの節で、コーランに従えば単なる「社会  
的な慣習」に過ぎなかったスカーフが、いかに政治的メッセー  
ジを持ち、どのように議論されてきたかを、イスラム教とキ  
リスト教の両方の観点からの多くの論者に言及しながら解説  
する。当然そこには、女性の隷属や世俗化概念に照らした議  
論も幅広く紹介される。続く第二、三、四章では、第一章で  
提示された問題意識（先述①②）に沿った具体的な検証が行  
われるが、これらの章で取り上げられた裁判事例や政府、自  
治体の対応などは、後述する『ヘッドスカーフ論争』でも紹  
介され分析されている。そして第五章において、第一章で提  
起された問題や具体的な検証事例の意味するところを、今日  
の社会での文脈において（再）解釈する。さらに最後に、二  
〇頁に渡る丁寧な訳者解題が付される。この解題は、その十  
倍の分量の本体部分の凝縮されたエッセンスとも言える内容  
である。

ヨブケが取り上げた三か国での争点化の鍵はそれぞれに異  
なる。フランスにおいては、当然、政教分離を意味するライ  
シテ (laïcité) の理解と実践であり、ドイツにおいては、公法  
上の団体扱いを受けるキリスト教の教会にあるとする。イギ  
リスは、多文化主義を国家として標榜しているためであるう  
か、他の二国とやや趣を異にして、ヴェール問題は教育と司  
法という限定的領域内にとどめ置かれ、社会からの分断か参  
加かを問題とする論争となつているという。三か国を総括す  
ると同時に、先に挙げた二つの問題への答えは、①啓蒙主義  
の時代にヨーロッパで生まれた「リベラル」な価値規範がこ  
の地域では血肉化されていることであり、②国家と宗教の関  
係の在り方が多様であるから、とされる。そのような環境の  
中で、ムスリム女性が着用しているスカーフは、それを目に  
するヨーロッパ人に対して彼ら自身のアイデンティティを問  
いかける鏡になるという。ヨブケ自身は、「本書の中心は、イ  
スラムのヘッドスカーフがアイデンティティの鏡として機能  
しているという主張である（二〇六頁）」と明記している。注  
意すべきは、彼の言う「アイデンティティ」とは他者を否定  
や排除することで創られるのではなく、自身の過去との対話  
によって生成するのであり、集団の場合も同様であつて、他  
集団との境界設定のような空間的要素は必要とはされず、自

集団自体の過去との対話という時間的要因のみが機能すると言う。

さらにヨプケは二一世紀の国民国家についても述べる。即ち、今日では社会の多様性は当然となり、一九世紀の一律性に依拠した国民形成とは大きく異なり、多元的で個人主義化された社会における国民形成は、自国中心主義を極度に困難にし、さらにどの国家も似たような一般的かつ抽象的な定義にならざるを得ないとする。そうした理解にたてば、ヘッドスカーフ関連法規は、ヨーロッパ各国で移民の国民化が重視され始めたという事実を反映しており（二〇七～八頁）市民統合政策の補完となっているのも首肯できるものであろう。それは、欧州連合（EU）加盟条件には、民族文化的制限はおろか宗教に言及する一切の文言もないことと同一線上にあるとする。

「信教の自由」や「多様性の保護」などの啓蒙主義やリベリズムに則して進展してきたヨーロッパ社会においては、イスラム教もその信徒もキリスト教やその信徒と同様の制度的保護を受けることは可能であり、ドイツの国家主義的傾向をやや例外として、実際に保護下にある。リベラル国家の立場に立てば、一見頑迷な世俗主義（ライシテ）による差別主義の様相を見せるフランスは、共和国市民の統合のための明確

で平等な柱を立てて厳格に実践しているのであり、市民統合という観点にたてば、最も成功していると論じられている。

しかしながら、ヨプケ自身が述べているように、イスラムの教義が奉じるものと、普通のムスリムが考えたり信じたりしているものとを、注意深く区別しなければならぬ（二一頁）にも拘わらず、原著執筆の時期からほぼ十年を経過して、記憶に残るテロ事件を多く経験した今日では、宗教による市民の分断のみが進行し、ムスリムの着衣をめぐる論争は一段とエスカレートしており、<sup>3</sup> 国家は統合の有効な手だてを見い出せなくなっていることが憂慮される状況にある。

次に、コルトベーフとユルダクルの共著『ヘッドスカーフ論争』は、対象としている四か国でのナショナルな語りは、イスラム教徒と移住にまつわる差異の表象としてのスカーフを巡って、再確認されたり変容したりすることを示しており、これらの国における世俗主義の制度化と宗教の自由の保護の度合いは、ナショナルな語りの生成における国家の役割の度合いを示唆しているが、同時に、ナショナルな語りはグローバルな文脈の中で形成されていく、と結論付ける。

本書は六章から構成され、1 国家（ネーション）の中で心地よく、2 フランスにおけるスカーフの拒絶、3 トルコにおけるスカーフの新たな発明、4 オランダにおけるス

カーフへの寛容、5 ドイツにおけるスカーフを巡る交渉、6 ナショナルな叙述の語り直し、という順をとる。第2章から第5章のタイトルにあるキーワードが、それぞれの国のスカーフへの対応の特徴を表すことはいうまでもない。

第一章は、本書の目的、問題意識、分析の手段を説明する。著者たちはスカーフ問題へのアプローチをヨブケに倣いつつ、著作の独自性を、スカーフ論争は原因ではなく「ナショナルな帰属意識」の産物であるという主張に置く。分析は社会学的であり、批判的フェミニズム、ポスト植民地主義の視点に立つ、とする。

第二章のフランスにおける「帰属をめぐるナショナルな語り」のキーワードは、共和主義、ライシテ、ジェンダー平等である。本章のタイトルが「スカーフの拒絶」とされている理由は、ヨブケの著書が解説した通り、「市民統合としては最も成功した国」であることを意味する。「ライシテ laïcité」は、一九〇五年に定められたいわゆる「政教分離法」の中核をなす用語である。しかし、それは単に教会と国家の分離を意味するにとどまらず、いかなる宗教からも自由であるとともに個人の宗教的実践への平等な制度上の支援を享受する権利をも意味している（一七頁）のも、ヨブケの著作でも見た通りである。

一九八九年にフランスで啓発されたスカーフ論争は、この国におけるナショナルな叙述の再確認のきっかけとなり、多様性や社会的結束も説かれたものの、宗教的標章の禁止のみが採り上げられた二〇〇四年法「これ見よがしの宗教シンボルの着用の禁止」の立法化となった。同法は論争の始まりにすぎず、スカーフよりも広範囲な身体を覆う着衣が論争の対象となるにつれて、国内の論調は統制の強化へと変化していく。議論の焦点は、教育の場における共和主義から生活の場におけるライシテの厳守へ、そして、女性の身体性を隠す着衣は抑圧的でありジェンダー平等の共和主義と相いれないとされて二〇一一年に「ブルカ禁止法」の成立に至る。

ムスリムエリートたちの積極的な論争への参加さえ、結局はスカーフ禁止に賛成する意見が主流であったし、スカーフ着用とフェミニズムは矛盾しないことを示そうとした「抵抗する女性たち」もいたが、フランスの国家的論法へムスリムを組み込む経路は狭く、結果としてムスリムが社会から排除されていることが明らかになった、と結論づけている。

第三章はトルコを検証する。この国は大半の国民がイスラム教徒であるが憲法第二条に「トルコは世俗国家である」という文言を持つ。トルコの世俗主義はフランスに準じた理解であり、公的空間における宗教の不在を大原則とし、一九二

三年のトルコ共和国成立以来、公的領域での宗教性は国家により厳しく管理されてきた。結果的に、国民のアイデンティティは長きにわたって、世俗派と親宗教派に二分されていると言う。その一方で、厳格な宗教と政治の分離を主張する世俗主義はトルコの外で起こった啓蒙主義の考え方であり、それ故に、共和国建国以来の国家的な語りでありながら、人々の間では後退しつつある（八〇頁）との指摘は、近代化過程の考察として示唆に富む。

スカーフ論争は、大学でスカーフを着用した女子学生の処遇を巡って一九六〇年代から見られたものの、政権党の意向により強化されたり緩和されたりしてきた。ただし、この間の政権党は、常に世俗派であったことは確認しておかなければならない。二〇〇二年にスカーフ問題を争点とした公正発展党（AKP）が選挙に勝利して、トルコに親宗教の単独政府が成立した。AKPは、スカーフ着用の女性も公的サービスとして高等教育を受ける権利があるとし、憲法裁判所の違憲判決にも拘わらず、二〇一三年の「民主化パッケージ」により公的領域におけるスカーフ着用禁止を取り消した。

AKP政権は、宗教の自由、人権などのデモクラシーとイスラームを共存させたりベラルな用語でスカーフの再定義を可能にし、着用を解放したが、そこにジェンダー平等がはい

ることはない、と著者たちは断じる。スカーフ着用の女性を政治的アクターと捉える視点はなく、性差は生来のものであり、女性の役割は育児と家事とされ、こうした視点は世俗派でも同様であると言う。

一方で著者たちは、二〇一三年に起こった、ゲジ公園開発をきっかけとした抗議運動は、多くの少数派の人々が団結した新たな動きを予見させるものとして、社会の変化に希望をのぞかせているが、その後のトルコは、専制政治の傾向と社会の分断が一層高まり、危惧される状況になっている。

第四章はオランダの語りを紹介する。人口千六百万人強のこの国は、多文化共生の成功例としての「列柱型社会」として知られている。オランダにおけるナショナルな価値とは、寛容、プラグマティズム、リベラルの三要素であるが、なかでも「寛容」はこの国における歴史的言説であり社会通念となっていて国家の中立性を表す概念であるという。一六世紀の新教と旧教の緊張関係以来の歴史とともに練り上げられてきたオランダ型の「寛容」はユニークである。「寛容」とは道徳的信念では全くなく、違いに対処するための実利的アプローチであり、リベラルさと順応性に根付いたものであるとされる。それは他者への無関心と対であり、「寛容」が現状にそぐわなくなれば、道徳上の信念ではないが故に、「寛容」の



対象であった他者が一転して排除の対象にもなる、と著者たちは指摘している(二〇三頁)。スカーフ着用のような個人の空間と宗教上の実践の交差領域に属する争点は、諮問機関での議論を通じた非公式の規律形成で対応される。結論として、スカーフ着用者への不快感の存在は否定はできないものの、「寛容」通念のためか、社会的緊張は高いがナショナルな統一性は低く、帰属の在り方への理解は広範囲であつて、スカーフは風車と同様のオランダ風物誌となつた、と記す。

第五章のドイツでは、スカーフ論争への接近は、今日のドイツ社会で論争が継続している国民の「均質性」と「多様性」の理解への入り口であると説く。スカーフ論争の始まりは、二〇〇三年に、アフガン難民出身の公立学校の教員が、授業中もスカーフを着用したいと申し出たことにある。これは、ドイツ国内でのスカーフを巡る憲法裁判の初めてのケースとなり、「国家の中立性」という以後のスカーフ論争の基準を設定した(二五六頁)。ドイツは連邦制をとるために宗教的装着物の規制は州によつてばらつきがあるが、宗教的实践に関する規律は、信教の自由の原理により「国家の中立性」の観点から議論される。即ち、国のあらゆる制度は、宗教的背景とは一切関わりなく市民が全て平等であるための中立性を確保しなければならない。このフランスとの類似性の高い理解に

よつて、特定の宗教を保護するような宗教的標章は、ドイツ国内の学校などの公的領域から姿を消している(一四七頁)。

その一方で、キリスト教団体は公法上の「社団」として制度的な保障による当局との協力的な活動が認められているが、イスラム教にはそれが適用されていない。また、スカーフ論争がジェンダー平等と結びついて、宗教に対する州の中立性の理解が異なる状況も起こる。では、多様性と国民統合の着地点はどこか。国家の中立性であれジェンダー平等であれ、今日ではだれもが「ドイツ人らしさ」を多様に論じている。それは、多様性が実態化して、「ドイツ人らしさ」の理解は大きく変容しつつあり、ムスリムでありドイツ人でもあることに矛盾はないとの理解が広まっている、と著者たちは言う。が、その一方で、スカーフを着用するムスリム女性に対する社会的固定観念を変えるには至っていないことも例をあげて指摘している。

第六章は全体のとめであり、本書で紹介された分析手法を再度確認する。その上で、スカーフ論争を、論争の奥にある「ナショナルな帰属」を問い直す機会として一般に流布する語りを分析するという手法は他の国にも応用できるとして、英、加、米の英語国を取り上げて簡略に争点を整理している。スカーフを巡る論争の分析視覚の多様性は各国がイス



ラームと遭遇するときの様々な葛藤の表現であり、聴きなれた普遍的な用語で語られながらも、各国それぞれの特異性は継続しているとして本書は締めくくられている。最後に、本書で取り上げた四カ国での「ナショナルな語り national narratives」の分析の資料となった各国の主要新聞データの説明が Appendix にまとめられている。

本稿の二冊は、ムスリム女性が着用するスカーフに象徴されるものの、宗教に起因する異文化との共存がテーマとなっている。テーマへの接近は、国家制度からの考察と市民社会の論争の分析であり相互補完的である。併読することで世俗化が進行する社会の模索をより重層的に理解する一助となる。

付記： *The Headscarf Debates* の読書会を平成二八年二月二三日に東洋大学で開催した。参加者の鈴木規子さん（東洋大学准教授）、滝本順子さん（津田塾大学非常勤講師）、佐藤洋さん（東洋大学社会科学部博士課程）に感謝する。

本稿は、科学研究費助成事業基盤研究（C）課題番号15K03321「EU統合における「世俗主義」の再評価」の成果の一部である。

#### 注

- (1) Christian Joppke, *Veil: Mirror of Identity*, Cambridge: Polity Press, 2009.
- (2) 原著の翻訳は出されていない。本稿では便宜的に『ヘッススカーフ論争』という筆者の訳語を当てる。
- (3) 二〇一六年夏の、オーストラリア在住のムスリムデザイナーによるブルキニburkinisの着用をめぐるフランスでの論争を想起せよ。
- (4) 章立て和訳は、全て筆者による。